

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊陽町は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

菊陽町長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき行われた特例臨時接種期間中(令和2~令和5年度まで)の接種記録の管理
③システムの名称	1 健康かるて 2 統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルスワクチン接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表14の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における情報提供・照会)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表25の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康・保険課
②所属長の役職名	健康・保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場 総務部 総務課 電話 096-232-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場 健康福祉部 健康・保険課 電話 096-232-4912
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1万人以上10万人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
3. 特定個人情報の使用		
[目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
[権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
[委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
[不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
[目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
[不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		住所を含む3情報の一致を厳守し、取得した情報について誤りがないか複数人で確認を行う体制としているため、人為的ミスが発生するリスク対策は十分であると考えられる。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	--	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
<p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策9) 従業者に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠		住所を含む3情報の一致を厳守し、取得した情報について誤りがないか複数人で確認を行う体制としているため、人為的ミスが発生するリスク対策は十分であると考えられる。
-------	--	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要	菊陽町では、予防接種法に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種実施の手続 ②予防接種記録保存の手続 ③予防接種による健康被害給付請求の申請 ④ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた以下の手続 ・予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種実施後の、接種記録等の登録・管理、他市町村への接種記録の照会・提供 ・予防接種実施後の、接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	予防接種法に基づき行われた特例臨時接種期間中(令和2~令和5年度まで)の接種記録の管理	事後	臨時接種終了に伴う修正
令和7年12月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	1 健康かるて 2 統合宛名システム 3 中間サーバー 4 ワクチン接種記録システム(VRS)	1 健康かるて 2 統合宛名システム 3 中間サーバー	事後	臨時接種終了に伴う修正
令和7年12月1日	3. 個人番号の利用 法律上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(10の項) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第10条) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表14の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における情報提供・照会)	事後	臨時接種終了に伴う修正
令和7年12月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	1 番号法第19条第8号 別表第二 (情報照会の根拠) 16の2の項 (情報提供の根拠) 16の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報照会の根拠) 第12条の2 (情報提供の根拠) 第12条の2	【情報提供の根拠】 番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表25の項	事後	臨時接種終了に伴う修正
令和7年12月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康保険部健康・保険課	健康福祉部健康・保険課	事後	担当部署の名称変更
令和7年12月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田 2800番地 菊陽町役場 健康保険部 健康・保険課 電話 096-232-4912	〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田 2800番地 菊陽町役場 健康福祉部 健康・保険課 電話 096-232-4912	事後	担当部署の名称変更
令和7年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年12月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年12月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	追加項目	事後	
令和7年12月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	追加項目	事後	